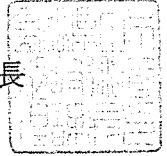


技 第 5 6 号
平成26年4月21日

関 係 各 位

島根県土木部技術管理課長



法面工事の施工体制実態調査について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、島根県の行う公共事業に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本県の平成26年度の法面工事を発注する際の参考とするため、法面工事の施工体制（技術者や保有機械台数等）を調査することとしました。

つきましては、別添調査票により貴社の状況を記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

なお、調査票の提出は貴社の任意によるものとしますが、調査に御協力をお願いします。

記

- 1 調査・提出用紙：●法面工事施工体制実態調査票の提出書（様式1）
●法面工事施工体制実態調査票（様式2）
●法面工技能者及び技術者名簿一覧表（様式3）
※島根県ホームページ 技術管理課 各種調査に掲載
- 2 調査要領：別添「法面工事施工体制実態調査票 記載要領」のとおり
- 3 調査基準日：平成26年4月1日
- 4 提出方法：原則として**郵送又は宅配便**
※提出物の到着・未到着の問い合わせや確認連絡までは対応できませんので各種配達サービス等をご利用ください
- 5 提出期限：平成26年5月16日（金）（当日到着分まで受け付けます）
- 6 提出先：〒690-8501 松江市殿町8
島根県土木部技術管理課
担当：公共事業調整スタッフ 森脇 和司
Tel 0852-22-6198 / Fax 0852-25-6329
- 7 提出資料の作成等に要する費用は、貴社負担でお願いします。

法面工事施工体制実態調査票 記載要領

1. 調査目的

本調査は、島根県内の法面工事施工業者の施工体制（技術者、保有機械台数等）を把握するために実施します。

2. 調査対象

平成25・26年度島根県建設工事入札参加資格者名簿に「とび・土工・コンクリート工事」で「法面処理」として登録する県内・準県内建設業者。

3. 調査基準日

平成26年4月1日現在の実態を記入してください。

4. 提出書類

- 法面工事施工体制実態調査票の提出書（様式1）
- 法面工事施工体制実態調査票（様式2）
- 法面工技能者及び技術者（有資格者）名簿一覧表（様式3）

5. 記入方法

本要領により、下記事項に留意してください。

●法面工事施工体制実態調査票（様式2）について

2. 技能者数及び技術者（有資格者）数

2-1. 技能者数について

技能者とは、「公共事業労務費調査」で定義する「法面工」とする。

「法面工」の定義と作業内容は下記のとおり。

次に掲げる作業について主体的業務を行う者。

a.モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転

b.高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業

c.モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ

なお、貴社が3ヶ月以上雇用している者であること。

2-2. 技術者（有資格者）数について

技術者（有資格者）は「のり面施工管理技術者」、「グラウンドアンカー施工士」の資格を有している者。

なお、貴社が3ヶ月以上雇用している者であること。

3. 主要機械の保有台数について

貴社所有の施工機械のうち、法面工に係る①～④の機械台数を記入して下さい。

平成23年4月1日付け技第625号「法面工事保有機械確認要領の制定について(通知)」の「法面工事保有機械確認要領」を満足する機械の台数のみを記入してください。

●法面工技能者及び技術者（有資格者）名簿一覧表（様式3）

様式2で記入した技能者数及び技術者（有資格者）数の内訳について、様式3の記載項目に従い記入して下さい。

6. 注意点

①この調査においては、「2. 技能者数及び技術者（有資格者）数」についての確認資料（健康保険証の写し、資格証の写し）の提出は不要です。

②この調査においては、「3. 主要機械の保有台数」についての確認資料（機械の写真）の提出は不要です。（ただし、上記「法面工事保有機械確認要領」で入札毎に提出していただく必要があります。）